

第6回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年3月25日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

株式会社スタメン 新本社会議室
（名古屋市中村区下広井町一丁目14-8）

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬の件
- 第7号議案 会計監査人選任の件

目 次

第6回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
（提供書面）	
事業報告	24
計算書類	46
監査報告	48

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。

株 主 各 位

証券コード 4019
2022年3月4日
名古屋市中村区井深町1番1号
株式会社スタメン
代表取締役 **加藤 厚史**
社長執行役員

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第6回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご健康状態によらず、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3頁の『議決権行使についてのご案内』に従い、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。
敬 具

記					
1 日 時	2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）				
2 場 所	名古屋市中村区下広井町一丁目14-8 株式会社スタメン 新本社会議室 ※3月に現本社より移転を予定しております。末尾の「ご案内図」を参照いただき、お間違えのないようご注意ください。				
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する ストック・オプション報酬の件 第7号議案 会計監査人選任の件</td></tr></table>	報告事項	第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する ストック・オプション報酬の件 第7号議案 会計監査人選任の件
報告事項	第6期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する ストック・オプション報酬の件 第7号議案 会計監査人選任の件				
4 議決権行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。				
5 インターネット開示に関する事項	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 1. 株主資本等変動計算書 2. 計算書類の個別注記表				

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://stmn.co.jp/>)

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://stmn.co.jp/ir>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席の間隔を広くとらせていただくことにより、満席になった場合は入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の説明につき、詳細なご説明を省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

日時

2022年3月25日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年3月24日(木曜日)
午後6時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 株 主 総 会 日 御 中 議 決 権 の 数 XX 股 _____ _____ _____ × × × × 年 × × 月 × × 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 25%; height: 30px;"></td><td style="width: 25%; height: 30px;"></td><td style="width: 25%; height: 30px;"></td><td style="width: 25%; height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td><td style="height: 30px;"></td></tr> </table>													基準日現在のご所有株式数 XX 株 議 決 権 の 数 XX 股 1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____

ログイン用QRコード

見 本

ログイン用
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
仮パスワード
XXXXXX

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

●こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

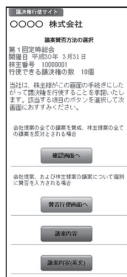
議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

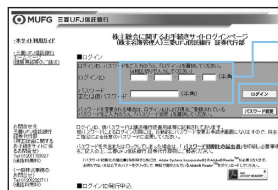
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

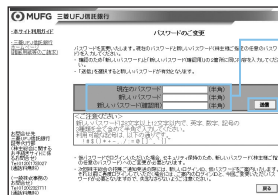
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更することについて、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) 電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月より施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、電子提供措置に関する規定の新設並びに参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定の削除等を行います。

(3) 場所の定めのない株主総会を可能とする変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社におきましても、遠隔地の株主様等多くの株主の皆様が出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、国民生活に甚大な影響を与える新型コロナウイルス感染症等の感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催可能とする旨の規定の新設を行うものであります。

なお、株主総会の開催方法の決定に当たっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請を勘案し、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

(4) その他

上記の各変更に伴い、条数の変更を行うとともに、表現・字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更について、附則に定めがあるものを除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第11条 (条文省略)	第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 (新設)	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。 <u>2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第13条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	第13条 (現行どおり) (削除) (電子提供措置等) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第15条～第16条 (条文省略) (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに <u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u>	第15条～第16条 (現行どおり) (議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに <u>その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u>

変更前定款	変更後定款
第4章 取締役及び取締役会 第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は10名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 (新設) 第22条~第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	第4章 取締役及び取締役会 第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>は6名以内とする。</u> <u>2 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 (取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)<u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始時までとする。</u> 第22条~第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

変更前定款	変更後定款
第25条（条文省略） （取締役会の決議の省略） 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> （新設） （取締役会の議事録） 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 第28条 （条文省略） （取締役の報酬等） 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第30条 （条文省略） 第5章 監査役及び監査役会 （監査役会設置会社） 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。 （監査役の数） 第32条 当会社の監査役は5名以内とする。 （監査役の選任） 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第25条（現行どおり） （取締役会の決議の省略） 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 （業務執行の決定の取締役への委任） 第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 （取締役会の議事録） 第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。 第29条 （現行どおり） （取締役の報酬等） 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 第31条 （現行どおり） 第5章 監査等委員会 （監査等委員会の設置） 第32条 当社は、監査等委員会を置く。 （削除） （削除）

変更前定款	変更後定款
(監査役の任期) <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) <u>第35条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集通知) <u>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査役会の決議の方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> (監査役会の議事録) <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (監査役会規程) <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) <u>第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、その任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、その任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。	(削除) (削除) (監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> (監査等委員会の決議の方法) <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (監査等委員会の議事録) <u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u> (監査等委員会規程) <u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> (削除) (削除)

変更前定款	変更後定款
第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第46条～第49条 (条文省略) (新設) (新設) (新設)	第6章 会計監査人 第37条～第39条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第7章 計 算 第41条～第44条 (現行どおり) 附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第6回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 <u>第6回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u> (電子提供制度に関する経過措置) 第2条 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、<u>会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u> 3 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u> (株主総会の招集に関する経過措置) 第3条 第12条(招集)第2項の変更は、<u>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当会社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	加藤 厚史	代表取締役社長執行役員 / CEO	再 任
2	大西 泰平	取締役副社長執行役員 / COO TUNAG事業部長	再 任
3	小林 一樹	取締役常務執行役員 / VPoE / CLO プロダクト企画部長	再 任
4	満沢 将孝	取締役執行役員 / CHRO コーポレート本部長	再 任
5	森山 裕平	取締役執行役員 / FANTS事業部長	再 任
6	松谷 勇史朗	執行役員 / CTO プロダクト開発部長	新 任

再 任 再任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	カトウ アツシ 加藤 厚史 (1981年4月19日)	2006年 4 月 中京テレビ放送株式会社入社 2008年 1 月 株式会社エイチーム入社 2010年10月 同社取締役 2016年 1 月 当社代表取締役社長 2021年10月 株式会社STAGE代表取締役社長 2022年 1 月 当社代表取締役社長執行役員 / CEO（現任） 2022年 1 月 株式会社STAGE取締役（現任）	4,025,000株
		(取締役候補者とした理由) 加藤厚史氏は、2016年1月の当社創業以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たし、企業価値の向上に貢献しております。係る実績を踏まえ、更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	オオニシ タイハイ 大西 泰平 (1984年12月8日)	2008年 4 月 株式会社大広入社 2012年 9 月 株式会社ユニクロ入社 2014年 7 月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年 8 月 当社取締役 2020年 3 月 当社取締役コーポレート本部長 2022年 1 月 当社取締役副社長執行役員 / COO（現任） 2022年 1 月 当社TUNAG事業部長（現任）	405,000株
		(取締役候補者とした理由) 大西泰平氏は、2016年8月より経営に参画し、事業統括及びコーポレート部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。現在はTUNAG事業部門を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	コバヤシ カズシゲ 小林 一樹 (1976年10月11日)	2001年 4 月 ヤフー株式会社入社 2006年 2 月 グリー株式会社入社 2008年 1 月 同社執行役員開発本部長 2016年 8 月 当社取締役CTO 2018年 1 月 当社プロダクト部長 2020年 3 月 当社常務取締役VPoE 2022年 1 月 当社取締役常務執行役員 / VPoE / CLO（現任） 2022年 1 月 当社プロダクト企画部長（現任）	250,000株
		(取締役候補者とした理由) 小林一樹氏は、2016年8月より経営に参画し、プロダクト開発部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も、主にプロダクト開発部門において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	ミツザワ マサタカ 満沢 将孝 (1986年4月9日)	2009年 4 月 株式会社ビルディング企画入社 2016年12月 同社取締役 2018年 3 月 当社入社 2018年 9 月 当社執行役員セールスマーケティング部長 2019年 9 月 当社取締役 TUNAG事業部長 2022年 1 月 当社取締役執行役員CHRO（現任） 2022年 1 月 当社コーポレート本部長（現任）	50,000株
		(取締役候補者とした理由) 満沢将孝氏は、事業会社において、営業・人事担当役員を歴任した後、当社の「TUNAG」事業を統括し、事業部の組織化及び事業の成長を牽引してまいりました。現在は人事採用広報領域を中心にコーポレート本部を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	モリヤマ ユウヘイ 森山 裕平 (1985年6月23日)	2007年 4 月 株式会社ラビアンローゼ入社 2010年 7 月 株式会社ハートボックス入社 2011年 7 月 株式会社エイチーム入社 2018年 1 月 当社入社 2018年10月 当社執行役員カスタマーサクセス部長 2020年 3 月 当社取締役 2020年 5 月 当社FANTS事業部長（現任） 2022年 1 月 当社取締役執行役員（現任）	42,000株
		(取締役候補者とした理由) 森山裕平氏は、事業会社において、事業責任者として経営企画、新規事業開発などを歴任した後、当社のカスタマーサクセス部門の立ち上げ及び事業基盤の改善を推進してまいりました。現在は当社の「FANTS」事業を統括し、その職責を十分に果たしております。係る実績を踏まえ、今後も当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 新任	マツタニ ユウシロウ 松谷 勇史朗 (1994年2月1日)	2017年 1 月 当社入社 2020年 3 月 当社執行役員CTO 2022年 1 月 当社取締役執行役員 / CTO（現任） 2022年 1 月 当社プロダクト開発部長（現任）	20,000株
		(取締役候補者とした理由) 松谷勇史朗氏は、2017年 1 月に新卒採用により入社し、AWS Summit Tokyo 2019でグランプリを受賞するなど、当社のプロダクト開発部門の立ち上げにおいて中心的な役割を担いました。現在は執行役員CTOとして技術領域を統括しておりますが、同氏の知見と発信力により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、新たに取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
3. 加藤厚史氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スターフロンツが保有する株式数も含んでおります。
4. 小林一樹氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ライフワークが保有する株式数も含んでおります。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	中谷 奈緒美	コーポレート本部 経営管理担当部長	新任
2	杉村 和哉	監査役	新任 社外 独立
3	村瀬 敬太	監査役	新任 社外 独立

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 新任	ナカタニ ナオミ 中谷 奈緒美 (1987年12月19日)	2010年 4 月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2018年 4 月 当社入社 2021年 1 月 当社コーポレート本部 管理部長 2021年11月 当社コーポレート本部 経営管理担当部長（現任）	2,000株
		(取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 中谷奈緒美氏は、事業会社において事業管理業務に従事した後、当社においてコーポレート本部での業務経験を通じ、財務及び会計に関する知見・経験を有しております。その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただくことが期待できること、また、女性としての視点から取締役会の多様性の向上に貢献いただくことを期待し、新たに取締役候補者といたしました。	
候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 新任 社外 独立	スギムラ カズヤ 杉村 和哉 (1985年 3月23日)	2007年 4 月 有限責任あずさ監査法人入所 2014年 7 月 杉村公認会計士事務所開所(現任) 2015年12月 シタテル株式会社入社 2016年 8 月 当社社外監査役（現任） 2017年12月 株式会社パラダイムシフト監査役（現任） 2019年 8 月 株式会社Authlete監査役（現任）	—
		(重要な兼職の状況) 杉村公認会計士事務所 株式会社パラダイムシフト監査役 株式会社Authlete監査役 (社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 杉村和哉氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、取締役候補者となりました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	ムラセ ケイタ 村瀬 敬太 (1988年6月10日)	2017年12月 愛知県弁護士会に弁護士登録 2017年12月 城南法律事務所 入所 2019年3月 当社社外監査役（現任） 2021年1月 弁護士法人 御園総合法律事務所 入所（現任） (重要な兼職の状況) 弁護士法人 御園総合法律事務所	—
		(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 村瀬敬太氏は、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけるものと期待し、取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉村和哉氏、村瀬敬太氏は社外取締役候補者であります。
3. 杉村和哉氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 村瀬敬太氏は現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 中谷奈緒美氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は杉村和哉氏、村瀬敬太氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償額を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ①補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- ②保険料
保険料は全額会社負担としております。
8. 杉村和哉氏、村瀬敬太氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2020年3月24日開催の第4回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額10百万円以内）とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告37ページに記載のとおりであります。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬の件

当社の取締役のストック・オプションに係る報酬等の額は、2021年3月25日開催の当社第5回定時株主総会において、取締役の報酬等の額（年額200百万円以内）とは別枠で、年額100百万円以内（これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内）として株主の皆様のご承認をいただき導入いたしましたが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」においてご承認をお願いしております報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たにストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内として設定し、下記のとおり割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、本件ストック・オプションは、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

記

新株予約権の具体的な内容及び数の上限

(1)新株予約権の数

1000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2)新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当

該時点で行使されていない付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式100,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とし、株式数が調整された場合には、調整後株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(3)新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値と割当日の前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議の日後2年を経過した日から当該決議の日後10年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会の定めるところによる。

(6)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。

(8)新株予約権の取得の条件

当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。

- ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

(9)その他

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会において定めるものとする。

第7号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社の事業規模に適した監査対応と監査費用等であり、会計監査人としての独立性及び専門性、品質管理体制、監査実績等を総合的に勘案した結果、新たに太陽有限責任監査法人が候補者として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年6月30日現在)

名	称	太陽有限責任監査法人	
事	務 所	主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号
		その他の事務所	大阪、名古屋など上記含め国内9事務所
沿	革	1971年9月	太陽監査法人設立
		1994年10月	グラントソントン インターナショナル加盟
		2006年1月	太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる
		2008年7月	有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる
		2014年10月	太陽有限責任監査法人に社名変更
概	要	資本金	508百万円
		構成人員	代表社員・社員
			84名
			特定社員
			4名
			公認会計士
			296名
			公認会計士試験合格者等
			236名
			その他専門職
			199名
			事務職員
			83名
			契約職員
			188名
		合 計	1,090名
		関与会社	1,019社

以 上

提供書面

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく制限されました。2021年において、国内でワクチン接種が促進されてきたことに伴い、沈静化に向けて前進しつつあるものの、新たなオミクロン株の感染者増加により、経済活動はいまだ先行き不透明な状況が続いております。

他方、当社が属するHR Techサービス領域については、従来からの「働き方改革」の推進に加えて、ニューノーマル（新常態）におけるテレワーク・在宅勤務への関心の高まりや、政府による電子化推進などを背景に、引き続き高い注目を集めております。

こうしたマクロ経済動向のなか、当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」の事業拡大を進めてまいりました。コロナ禍による企業活動の停滞や新規投資マインドの減退の影響がありましたが、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチに注力しております。加えて、利用企業向けのオンラインイベントの開催など、利用企業の支援（カスタマーサクセス）の強化にも取り組んでおります。それにより、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」は堅調に成長を続け、2021年12月末時点で利用企業数は422社（前期比99社増）となりました。

また、当社では、「TUNAG」が保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能をオンラインサロン向けに拡張・再構築し、2020年5月よりサブスクファンサロンアプリ「FANTS」の提供を開始しており、2021年12月末時点で利用サロン数は138サロン（前期比123サロン増）となりました。

なお、当社はエンゲージメント経営を人材採用の視点から支援する新しい人材紹介事業の運営を行うため、100%子会社である「株式会社STAGE」を設立いたしました。当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

以上の結果、当事業年度の経営成績は売上高913,801千円（前期比47.2%増）、営業利益33,626千円（前期比57.1%増）、経常利益32,851千円（前期比355.2%増）、当期純利益36,802千円（前期比773.6%増）となりました。

	第5期 (2020年12月期)	第6期 (2021年12月期)	前期比	
	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)	増減率
売上高	620,719	913,801	293,081	47.2%増
営業利益	21,402	33,626	12,223	57.1%増
経常利益	7,217	32,851	25,633	355.2%増
当期純利益	4,212	36,802	32,590	773.6%増

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は23,052千円であり、その主な内容は新本社の子空調設備工事等、本社移転の準備に係る費用であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、新型コロナウイルス感染拡大の影響による運転資金需要に備え、金融機関より27,000千円の資金借入、及び600,000千円の当座貸越契約の締結を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

① 人材の確保と組織力の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できるよう社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

② 新規契約獲得力の強化

当社は、TUNAG・FANTSそれぞれのサービスにおいて、テレマーケティングやダイレクトメールなどの「アウトバウンド活動」と、パートナー開拓や広告プロモーションなどによる「インバウンド活動」を組み合わせながら、営業活動を行っています。今後も、営業人員の増員や教育体制の整備を行いながら、TUNAGにおける金融機関やFANTSにおける芸能事務所など、それぞれのサービス特性に合わせたパートナーの開拓や広告プロモーションの強化を行いながら、マーケットシェアの拡大を図ります。

③ 継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組めます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

④ 技術革新への対応

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社は、顧客ニーズに対応すべく、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながら、サービス機能の拡充に努めてまいります。

⑤ 情報管理体制

当社は、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、子会社を含めたセキュリティの確保や社内体制の整備を継続してまいります。

⑥ 新規事業による収益基盤の強化

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は、国内の「働き方改革」や「DX」への注目を背景に、サービスを拡大しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。

今後の技術革新や急速な景気変動に対して、当該事業内においても企業を中心とするTUNAGとコミュニティを中心とするFANTSで補完関係を形成しておりますが、海外展開や新規事業の創出など新たな事業展開により更なる収益基盤の強化を行ってまいります。

⑦ 利益の定常的な創出

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後の新規顧客獲得活動や継続率の確保により、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。

⑧ 感染症や自然災害への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に深刻化し、企業活動に影響を与える中、当社はウェビナーやWeb商談などオンライン体制の構築により、増収を継続することができました。

今後も感染症や自然災害等の有事の際にも販売活動及びサービス提供を継続できるよう体制の整備や、新規事業による収益源の多様化を進めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第3期 (2018年12月期)	第4期 (2019年12月期)	第5期 (2020年12月期)	第6期 (当事業年度) (2021年12月期)
売上高	(千円)	113,019	396,451	620,719	913,801
経常利益 又は経常損失 (△)	(千円)	△143,508	△36,664	7,217	32,851
当期純利益 又は当期純損失 (△)	(千円)	△144,662	△36,855	4,212	36,802
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△19.48	△4.96	0.56	4.37
総資産	(千円)	253,346	354,557	1,403,812	1,360,893
純資産	(千円)	108,537	71,682	885,494	927,557
1株当たり純資産額	(円)	△17.71	△22.67	105.10	109.54

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3 「税効果会計に係る会計基準の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第4期の期首から適用し、第3期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

4 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社は、Webサービスの開発・販売・運営を行っており、現在、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」及びオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」を提供しております。

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

本社	愛知県名古屋市中村区
鎌倉支社	神奈川県鎌倉市
大阪支社	大阪府大阪市北区

(9) 従業員の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況 69名 (前期比10名)

(注) 当社はエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	10名増	30.1歳	1.7年

(注) 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の10分の1未満のため、記載を省略しております。

(10) 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社愛知銀行	35,006

(11) その他会社の状況に関する重要な事項 (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 28,000,000株

② 発行済株式の総数 8,432,000株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は7,000株増加しております。

③ 株主数 4,185名

④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
加藤 厚史	3,425	40.62
株式会社スターフロンツ	600	7.12
ジャフコSV5 共有投資事業有限責任組合	498	5.92
大西 泰平	405	4.80
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	340	4.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I SG (FE-AC)	281	3.34
株式会社ライフワーク	200	2.37
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIB US-MARGIN (CASHPB)	184	2.19
安田 英俊	79	0.94
株式会社SBI証券	75	0.90

(注) 持株比率は、自己株式 (24株) を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2018年3月26日	2018年8月6日
新株予約権の数		110個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 110,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2020年3月27日から 2028年3月26日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 110個	新株予約権の数 30個
		目的となる株式数 110,000株	目的となる株式数 30,000株
		保有者数 3名	保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名

		第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日		2018年12月17日	2019年4月15日
新株予約権の数		30個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 30,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)
権利行使期間		2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個	新株予約権の数 20個
		目的となる株式数 30,000株	目的となる株式数 20,000株
		保有者数 2名	保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名

		第6回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		2019年8月13日	2021年8月13日
新株予約権の数		28個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 28,000株 (新株予約権1個につき 1,000株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200,000円 (1株当たり 200円)	新株予約権1個当たり 100,700円 (1株当たり 1,007円)
権利行使期間		2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2024年9月14日から 2031年9月13日まで
行使の条件		(注) 5	(注) 6
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 28個	新株予約権の数 400個
		目的となる株式数 28,000株	目的となる株式数 40,000株
		保有者数 2名	保有者数 4名
	社外取締役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株	目的となる株式数 -株
		保有者数 -名	保有者数 -名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2) 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3) 以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会が特に認めた場合は行使することができる。
 - ① 新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ② 新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③ 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④ 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤ 会社が合併により消滅会社となるにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥ 会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となるにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦ 会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

2. 第3回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

3. 第4回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 第5回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 第6回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所又はその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- (3)以下に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会が特に認めた場合は行使することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

6. 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
 - ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
 - ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
 - ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
 - ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
 - ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

7. 2020年9月30日付で行った1株を1,000株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第8回新株予約権		
発行決議日		2021年8月13日
新株予約権の数		250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	25,000株
	(新株予約権1個につき	100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり	100,700円
	(1株当たり	1,007円)
権利行使期間		2024年9月14日から 2031年9月13日まで
行使の条件		(注)
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 250個
		目的となる株式数 25,000株
		交付者数 37名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 -個
		目的となる株式数 -株
		交付者数 -名

(注) 第8回新株予約権の行使の条件

- (1)各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- (2)新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- (3)当社は次の場合、新株予約権を無償で取得することができる。
- ①新株予約権者に、法令又は会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- ②新株予約権者が、当社又はその子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れでもなくなった場合。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- ④新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- ⑤会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑥会社が株式交換又は株式移転等により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- ⑦会社が分割会社となる吸収分割又は新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤 厚史	株式会社STAGE 代表取締役社長
常務取締役	小林 一樹	VPOE プロダクト部長
取締役	満沢 将孝	TUNAG事業部長
取締役	大西 泰平	コーポレート本部長
取締役	森山 裕平	FANTS事業部長
取締役	藤田 豪	株式会社MTG Ventures 代表取締役 株式会社オプティマインド 社外監査役 株式会社オルツ 社外取締役 株式会社Psychic VR Lab 社外取締役 株式会社キッチンハイク 社外取締役 H2L株式会社 社外取締役 セレンディップ・ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社EVERING 取締役
常勤監査役	松井 常芳	株式会社木曽路社外取締役 株式会社MA企画 代表取締役社長
監査役	杉村 和哉	杉村公認会計士事務所代表 株式会社パラダイムシフト社外監査役 株式会社Authlete社外監査役
監査役	村瀬 敬太	弁護士法人 御園総合法律事務所

- (注) 1. 取締役藤田豪氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役松井常芳氏は、企業の取締役の経験を通じ、経営管理に関する豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 監査役杉村和哉氏は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しております。
5. 監査役村瀬敬太氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しております。
6. 当社は取締役藤田豪氏及び監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役藤田豪氏、監査役松井常芳氏、杉村和哉氏、村瀬敬太氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がない場合には、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）が填補されることとなります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年12月14日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年2月14日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた固定報酬（基本報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その具体額については株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、他社水準等の指標を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度のほか、当該取締役の基本報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- e. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針
基本報酬については毎月支給するものとし、ストック・オプションとしての新株予約権については、株主総会決議の範囲内で取締役会において詳細を決議し、支給するものとする。
- f. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項
各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役が決定する。なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証し、監査役会は決定プロセスを確認するものとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	78,357 (1,800)	75,960 (1,800)	— (—)	2,397 (—)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,480 (9,480)	9,480 (9,480)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	87,837 (11,280)	85,440 (11,280)	— (—)	2,397 (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額10百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第5回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であり、当事業年度における費用計上額は2,397千円となります。当該ストック・オプションとしての新株予約権の内容及びその交付状況は、「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月19日開催の第3回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役加藤厚史氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては上記決定方針に沿って、社外取締役による妥当性の検証及び監査役会による決定プロセスの確認を行っております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役藤田豪氏は、株式会社MTG Venturesの代表取締役社長、株式会社EVERINGの取締役、株式会社オプティマインドの社外監査役、及び株式会社オルツ、株式会社Psychic VR Lab、株式会社キッチンハイク、H2L株式会社、セレンディップ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松井常芳氏は、株式会社木曽路の社外取締役及び株式会社MA企画の代表取締役社長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役杉村和哉氏は、杉村公認会計士事務所代表、株式会社パラダイムシフト及び株式会社Authleteの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役村瀬敬太氏は、弁護士法人 御園総合法律事務所の役職者であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田豪	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席いたしました。ベンチャーキャピタル会社における企業育成者及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 松井常芳	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、長年にわたる事業会社での経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 杉村和哉	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役 村瀬敬太	当事業年度に開催された取締役会16回及び監査役会16回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
- 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

b 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

c 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- 2) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。

d 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

- 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

e 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における執行状況の定期報告や重要な決定事項に関する事前確認が適切になされるよう、管理を行う。
- 2) 当社は子会社に対して「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底を図り、当社グループ全体のリスク管理活動及びコンプライアンス活動に関する体制整備を行う。
- 3) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

f 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- 4) 当社の監査役及び監査役会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。

g 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 必要に応じて、監査役の職務を補助すべき監査役スタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
- 2) 監査役スタッフの任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

h 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。

- 2) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

i その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- 2) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- 3) 当社の監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

j 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- 1) 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

k 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

l 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の当社における内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

a 内部統制全般

内部監査部門及びコーポレート部門は、内部統制システムの基本方針の策定及び整備・運用状況の定期的なモニタリングを実施するとともに、抽出された課題について、取締役会及び監査役会に報告し、代表取締役を通して被監査部門への改善指示を行っています。また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び監査を実施し、財務報告の信頼性の確保に取り組んでいます。

b コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス委員会を四半期に1回、第6期においては4回開催し、「コンプライアンス規程」の運用状況に関して、コーポレート部門より報告を行い、研修計画等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、研修により、全役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上、内部通報制度の周知を図っています。

c リスク管理体制の強化

リスク管理委員会を四半期に1回、第6期においては4回開催し、リスク分類に応じたリスクの分析や課題等について議論し、取締役会において報告いたしました。また、情報セキュリティについては、全役職員向けの研修を行い、セキュリティに関する知識や意識の向上を図っています。

d 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類の閲覧のほか、取締役、執行役員等に対し随時ヒアリングを実施し、経営の状況や課題、リスク・コンプライアンス事案等に関し意見交換を行っています。また、監査役会は四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査室との連携を図っています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,261,154
現金及び預金	1,185,780
売掛金	41,858
前払費用	28,547
その他	4,967
固定資産	99,738
有形固定資産	21,616
建物	22,947
減価償却累計額	△17,437
建物（純額）	5,509
構築物	441
減価償却累計額	△441
構築物（純額）	0
工具器具備品	16,176
減価償却累計額	△11,850
工具器具備品（純額）	4,325
建設仮勘定	11,781
無形固定資産	81
ソフトウェア	81
投資その他の資産	78,041
関係会社株式	5,000
繰延税金資産	18,463
長期前払費用	436
その他	54,140
資産合計	1,360,893

(単位：千円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	404,017
未払金	27,066
未払費用	57,577
未払法人税等	15,816
前受金	250,271
預り金	15,289
資産除去債務	2,289
その他	35,707
固定負債	29,317
長期借入金	25,010
資産除去債務	4,307
負債合計	433,335
純資産の部	
株主資本	923,662
資本金	608,000
資本剰余金	548,000
資本準備金	548,000
利益剰余金	△232,302
その他利益剰余金	△232,302
繰越利益剰余金	△232,302
自己株式	△35
新株予約権	3,895
純資産合計	927,557
負債・純資産合計	1,360,893

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		913,801
売上原価		192,627
売上総利益		721,173
販売費及び一般管理費		687,547
営業利益		33,626
営業外収益		
受取利息	8	
助成金収入	151	
受取手数料	154	
その他	15	330
営業外費用		
支払利息	1,105	1,105
経常利益		32,851
税引前当期純利益		32,851
法人税、住民税及び事業税	10,460	
法人税等調整額	△14,412	△3,951
当期純利益		36,802

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社スタメン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 奥 谷 浩 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 橋 敦 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタメンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

株式会社スタメン 監査役会

常勤監査役（社外）松井 常芳 ㊞

監査役（社外）杉村 和哉 ㊞

監査役（社外）村瀬 敬太 ㊞

以 上

会場

(以下の地図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

TEL 052-990-2405 (代) ※2022年3月7日までは TEL 052-462-1450 (代)

交通

あおなみ線「ささしまライブ駅」より徒歩5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。